最終更新日：2015年6月26日

株式会社 エフ・ジェー・ネクスト
代表取締役社長 肥田　幸春
問合せ先：経営企画室　03-6733-7711
証券コード：8935
http://www.fjnext.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、グループ全体の収益力の向上と企業価値の最大化を目指して、迅速かつ適切な経営の意思決定と業務執行を可能とする組織体制を確立し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する経営責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年６月25日開催の第35回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

急激な経営環境の変化に対処し、スピード経営と革新性を重視した経営を推進していくためには、この新体制が最適と考えておりますが、経営状況の変化に対応して形式にとらわれることなく、今後も一層企業統治機能の強化に努めてまいる所存であります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 更新 | 10%以上20%未満 |

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 肥田 幸春 | 7,710,800 | 22.25 |
| 株式会社松濤投資倶楽部 | 4,824,000 | 13.92 |
| 株式会社エム・エム・ヨーク | 3,920,000 | 11.31 |
| UBS AG LONDON A／C　IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 1,070,800 | 3.09 |
| ビービーエイチ フイデリテイ ピユーリタン フイデリテイ シリーズ イントリンシツク　オポチユニテイズ　フアンド | 1,050,000 | 3.03 |
| 肥田 真代 | 965,840 | 2.78 |
| クレデイ スイス アーゲー チユーリツヒ エーアイエフ フアンズ | 829,700 | 2.39 |
| 株式会社エフ・ジェー・ネクスト | 670,857 | 1.93 |
| エフ・ジェー社員持株会 | 652,380 | 1.88 |
| 肥田 葉子 | 648,000 | 1.87 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 更新 | 肥田　幸春 |
| 親会社の有無 更新 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 更新 | 東京 第一部 |
| 決算期 更新 | 3 月 |
| 業種 更新 | 不動産業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 更新 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 更新 | 100億円以上1000億円未満 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における連結子会社数<br>更新 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役社長肥田幸春は、その近親者、近親者等が議決権の過半数を所有する会社分を含めた場合、当社発行済株式数の過半数を所有しており、支配株主に当たります。

現在、当該支配株主と当社との取引関係はなく、今後行う予定もありません。

なお、将来的に取引が発生する場合においては、取引内容及び条件等の妥当性について、当社取締役会において慎重に審議の上、取締役会の決議をもって決定してまいります。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 更新 | 1 年 |
| 取締役会の議長 更新 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 12 名 |
| 社外取締役の選任状況 更新 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 鈴木　清 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |
| 高場　大介 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 鈴木　清 | ○ | ○ | 株式会社ディスカバリーの代表取締役、及び日栄工業株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社との資本関係その他の利害関係はありません。また独立役員に指定しております。 | 公認会計士有資格者であり、当社の取締役に相応しい高い見識、専門知識、経験を備えております。平成12年6月に当社監査役に選任されてから現在まで、一貫して株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を重視し、経営陣から独立した客観的な立場で経営の意思決定及び業務執行に対する監視活動を行っております。以上により、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断出来るため、独立役員に指定するものであります。 |
| 高場　大介 | ○ | ○ | 緑産業株式会社の監査役を兼務しておりますが、当社との資本関係その他の利害関係はありません。また独立役員に指定しております。 | 弁護士有資格者であり、当社の取締役に相応しい高い見識、専門知識、経験を備えております。平成16年6月に当社監査役に選任されてから現在まで、一貫して株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を重視し、経営陣から独立した客観的な立場で経営の意思決定及び業務執行に対する監視活動を行っておりま |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | す。以上により、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断出来るため、独立役員に指定するものであります。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、監査等委員会を補助するためのスタッフは、他部署との兼務で配置し、適宜、監査等委員会の業務補助を行うこととし、当該スタッフは、当該補助業務に関して、監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。
また、監査等委員会を補助するためのスタッフの選任、異動については、事前に監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務執行について監査を行います。
常勤監査等委員は、内部監査室と協同で監査を実施するなど密接な連携をとり、監査活動の効率化及び質的な向上を図っております。内部監査の結果は定例の監査等委員会において内部監査室長から社外監査等委員にも報告され、監査等委員会は内部監査の方法等について必要な助言・指導を行うこととしております。
また、年3回程度行う会計監査人との会合には常勤監査等委員及び社外監査等委員の全員が出席し、監査の実施方法とその内容等についての情報交換を行うほか、常勤監査等委員は会計監査人が実施する往査時における立ち会いなどを通じて適宜情報交換を行うことにより、相互間の連携強化を図ってまいります。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 2 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 | 実施していない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員の報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与とのバランスを考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において決定しております。

| |
|---|
| ストックオプションの付与対象者 |

### 該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| （個別の取締役報酬の）開示状況 更新 | 一部のものだけ個別開示 |
|---|---|

該当項目に関する補足説明 更新

＜役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数＞
役員区分：取締役　報酬の総額：325百万円　対象となる役員の員数：９人
（注）上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額36百万円が含まれております。

＜報酬等の総額が１億円以上である者の報酬等の総額等＞
氏名：肥田　幸春　役員区分：取締役　会社区分：当社　連結報酬等の総額：138百万円
（注）上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額18百万円が含まれております。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与とのバランスを考慮して決定しております。
取締役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第35回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額700百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役は年額100百万円を限度とすることが定められております。

【社外取締役のサポート体制】更新

監査等委員会の職務を補助するためのスタッフを配置し、監査等委員会の招集、議事録の作成その他監査等委員会の運営に関する業務を行っております。社外取締役へは、取締役会資料を事前に配布し説明するなどの方法により、監査業務に必要な情報伝達を行っております。

## ２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年６月25日開催の第35回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
これにより、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るべく、取締役会・監査等委員会を設置し、業務執行取締役９名及び監査等委員である取締役３名を選任しております。
（１）取締役会について
取締役会は、業務執行取締役９名及び監査等委員である取締役３名の合計12名で構成され、毎月１回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するため取締役の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。
（２）監査等委員会について
監査等委員会は、社外取締役２名を含む監査等委員である取締役３名で構成されております。監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、積極的に意見表明を行うとともに、監査等委員会は内部統制システムを通じ、厳正な適法性監査及び妥当性監査を行い、経営に対する監視、監査機能を果たしてまいります。
（３）会計監査人について
会計監査は、新日本有限責任監査法人と契約し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。
（４）経営会議及び執行役員制度について
当社では、重要事項の審議の迅速化と適正化を図るため、取締役会のほかに経営会議を設けるとともに、各部門の業務執行責任の明確化と執行機能の向上を目的として、従来より執行役員制度を導入しております。

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営監視機能の更なる充実に向け、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してきた結果、議決権のある監査等委員の取締役により取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図れるものと判断し、監査等委員会設置会社という体制を選択いたしました。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 多くの株主が出席できるよう、可能な限り集中日以外の日に開催する方針を採っております。 |
| その他 | 株主総会において、報告事項を映像とナレーションを用いて説明するなど、より理解を深めていただけるよう努めております。また、株主総会終了後、社長自身が直接株主の皆様に、当社グループの事業の状況、及び今後の方向性についてご報告する機会として、「経営近況報告会」を開催しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年5月に決算説明会、11月に中間決算説明会を開催しております。当社代表取締役社長が、決算内容及び業績見通し、経営戦略等を説明しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IR情報コーナー（URL:http://www.fjnext.com/ir/）を設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、その他の開示資料を年・項目ごとに整理して記載し、閲覧者の利便性の向上に努めております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関する業務は、経営企画室が担当しており、事務連絡責任者は、当社取締役経営企画室長兼業務部長の山本辰美であります。 | |
| その他 | IR情報コーナー（URL:http://www.fjnext.com/ir/）に、海外投資家向けに英文の決算短信及び決算説明会資料を掲載しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼に応えるため、企業理念のひとつに「法令遵守経営」を掲げております。お客様に対しては相談窓口を設け、寄せられた意見、要望を尊重し、事業活動に活用しております。また、多数の個人情報を取得し、保有しているため、個人情報の保護については、関連法令等の遵守はもとより、「個人情報保護規程」を定め、適切な管理に努めております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、株主及び投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、随時、正確かつ公平な情報を提供するために、情報開示に対する基本的な考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、同方針に沿った情報の適時開示を行うべく、社内体制を整備しております。 |
| その他 | 当社では、男女差に関係なく、能力、実績を公正に評価し、処遇する方針を採っております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．経営の基本方針
　当社は、『都市住空間への挑戦と創造を通して豊かな社会づくりに貢献していく』を経営理念に掲げ取締役等・使用人が職務を執行するにあたっての基本方針としております。
　上記経営理念のもと、適正な職務執行のために体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築してまいります。

2．当社及び子会社の取締役等・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴　代表取締役社長直轄部門として内部監査室が内部監査を所管し、監査等委員会との連携のもと年間計画に基づき定期的に業務監査を行い、当社の各部署及び子会社が法令、定款、内部規程に照らし適正かつ円滑に職務執行されているかを代表取締役社長に報告するとともに、適切かつ有効な指導を行うこととする。
⑵　当社及び子会社のコンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、コンプライアンス全体を統括する会社組織として「コンプライアンス委員会」を設置する。当委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし当社及び子会社の取締役及び部長以上の役職者から選任された委員によって構成しグループ全体として法令遵守に取り組むこととする。
⑶　社内におけるコンプライアンス違反行為の内部通報制度を設け、直接、コンプライアンスに関する相談及び通報をするために複数窓口を設置する。なお、通報者に対して不利益を及ぼさないこととする。
⑷　当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、経理部において、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとする。
⑸　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たない。反社会的勢力への対応については、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、これを当社及び子会社の取締役等・使用人に徹底する。

3．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴　当社は、社内の文書保管規程に則り、取締役会、経営会議等の議事録や重要な意思決定及び職務執行についての文書等の保存、管理を行うこととする。
⑵　情報の管理については当社のセキュリティポリシーに則り行うこととする。

4．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴　当社及び子会社の経営上のリスク管理全体に対し迅速かつ的確に対応出来るように、当社代表取締役社長を委員長とする「危機対策委員会」を設け様々な危機発生に備えている。
⑵　有事においては「危機管理基本マニュアル」に従い、グループ全体として対応することとする。
⑶　情報セキュリティ面に関しては特に重視し、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を受け、「セキュリティ委員会」を常置させ、情報セキュリティの全社統制を行うこととする。

5．当社及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴　毎月１回開催する定例取締役会の他に、必要に応じ臨時取締役会を開催し重要事項の決定、及び取締役等・使用人の職務執行状況を監督する。
⑵　取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するため取締役等・使用人の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
⑶　取締役会の他に審議の迅速化、適正化を図るために適宜開催する経営会議を設け、取締役会で決定した基本方針に基づき、職務執行及び計画の審議を行い意見集約と意思決定を行うこととする。

6．当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
⑴　当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うこととする。子会社の中期経営計画及び年度予算は当社の取締役会で承認することとし、計画の進捗状況、業績、財務状況、その他の重要な事項について定例の取締役会において、出席する子会社取締役より報告を受ける。
⑵　コンプライアンスに関する規程及び内部通報制度についてはグループ全体のものとして運用し、取締役等・使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
⑶　子会社に対しては、内部監査室が定期的に監査を実施するとともに業務の適正を確保する体制を整備する。

7．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴　監査等委員会を補助するためのスタッフを他部署との兼務で配置し、適宜、監査等委員会の業務補助を行うこととし、当該スタッフは、当該補助業務に関して、監査等委員会の指揮命令に従うこととする。
⑵　監査等委員会スタッフの選任、異動については、事前に監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

8．当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役から監査等委員会への報告体制、及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴　当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役は、当社及び子会社にとって業務上重要な事項については、ただちに監査等委員会に報告する義務を負う。
⑵　監査等委員である取締役は取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、重要書類の閲覧や意思決定の過程や職務執行に係わることにつき、必要に応じ意見・質問などを行うこととする。
⑶　内部監査室は監査等委員会との密接な連携を保つよう「内部監査規程」に定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図る。
⑷　当社は監査等委員会に報告を行った当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役等に周知徹底する。

9．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」に反社会的勢力に対する基本方針及び具体的な対応策を定め、「コンプライアンス委員会」等を通じて全グループ社員に徹底し、反社会的勢力との関係が発生しないよう未然防止に努めております。
　また、総務部を反社会的勢力の統括対応部署とし、万一、不当要求等の接触があった場合には、速やかに警察等の外部専門機関や顧問弁護士と相談し、適切な措置を講じる体制を整えております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 更新 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、社内規程に従って以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

1. 適時開示の責任者及び担当部署
・情報開示担当役員に経営企画室担当役員を任命し、当社の情報管理責任者として、情報の集約・管理を行っております。
・当社の重要事実等証券取引所の定める会社情報の適時開示については、情報開示担当役員の指揮のもとに経営企画室が担当します。

2. 情報の管理と適時開示にいたる社内体制
・当社及び子会社において重要情報が発生した場合には、各部門及び子会社において予め定める情報管理担当者（原則として各部門長及び子会社社長）から情報管理責任者に直ちに報告します。報告を受けた情報管理責任者は、重要情報の管理を徹底するとともに代表取締役社長及び取締役会メンバー等へ報告します。
・その後、情報の重要性の判断、適時開示情報か否かについて、代表取締役社長、情報管理責任者、経営企画室を中心に経理部、総務部、当該案件担当部門等で適時開示規則等に準じて協議します。
・決定事実及び決算情報については、取締役会承認後遅滞なく、発生事実は発生後遅滞なく、情報管理責任者が経営企画室に適時開示の指示を行います。

3. 情報開示の方法
情報開示の方法としては、適時開示情報伝達システム「TDnet オンライン登録システム」（以下「TDnet」）への情報登録を行った後、さらに東京証券取引所内記者クラブ「兜倶楽部」を通じた報道機関への公表を行っております。
なお、TDnet登録における証券取引所との連絡、報道機関への公表、当社ホームページへの開示書類の掲載等は経営企画室にて行っております。

